技術提案書に係る評価基準

別紙－１

業務名：　高田こども家庭相談センター新築等工事基本・実施設計業務
業務番号：　－
業務場所：　大和高田市西町　地内

●配置予定技術者・企業の経験及び能力等（技術点その１）　　特別簡易型（価格評価点：技術評価点＝３：１）

評価項目				評価基準	技術点 評価点	小計	合計
配置予定技術者の能力　※１	業務執行技術力	技術者資格	建築（総合）	主任担当技術者資格を次のとおり評価する。 ①一級建築士 ②二級建築士 ③上記①②以外	①６ ②２ ③０	６	３７
			建築（構造）	主任担当技術者資格を次のとおり評価する。 ①構造設計一級建築士 ②一級建築士 ③二級建築士 ④上記①②③以外	①６ ②４ ③２ ④０	６	※４
			電気設備	主任担当技術者資格を次のとおり評価する。 ①設備設計一級建築士 ②一級建築士 ③二級建築士又は建築設備士 ④上記①②③以外	①６ ②４ ③２ ④０	６	
			機械設備	主任担当技術者資格を次のとおり評価する。 ①設備設計一級建築士 ②一級建築士 ③二級建築士又は建築設備士 ④上記①②③以外	①６ ②４ ③２ ④０	６	
企業の経験及び能力　※１	業務執行技術力	業務実績		平成２８年４月１日以降、本業務の公告日までに完了した同種業務又は類似業務の業務実績を次のとおり評価する。 同種業務： 児童福祉法に基づく児童相談所及び一時保護施設（延べ面積2000㎡以上）の新築、増築、改築の設計業務（※２） 類似業務： 児童福祉法に基づく児童福祉施設（延べ面積1000㎡以上）の新築、増築、改築の設計業務（※２） ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある ③上記①②以外	①６ ②３ ③０	６	
	専門技術力	企業成績評定		令和４年４月１日以降、令和８年３月３１日までに完了した奈良県県土マネジメント部発注の建築設計業務の委託業務等成績評定点を、次のとおり評価する。（※３） ①６５点以上　（業務成績評定点の平均値－６５）×　０．２ ②６０点以上６５点未満　（業務成績評定点の平均値－６５）×　０．４ ③６０点未満　－３．０	Ｍａｘ７	７	

※１　「配置予定技術者の能力」、「企業の経験及び能力」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、加点しない。

※２ 国、都道府県、市町村、特殊法人等又は公共法人が発注した業務に限る。
（「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む。「公共法人」とは、法人税法第二条第５号に規定する別表第一に掲げる法人とする。）

※３ 契約金額１００万円以上の奈良県県土マネジメント部発注業務の業務実績がない場合は６５点として評価は０点とする。
「奈良県県土マネジメント部」には、まちづくり推進局及び土木事務所等出先機関を含む。
「建築設計業務」には、建築工事監理業務（建築意匠、建築構造、電気設備及び機械設備に係る工事監理業務）は含まない。

※４ 技術点その１の技術点合計が減点により０点を下回る場合は失格とする。

合計	３７

●総合評価の方法
■評価値の算出方法
評価値＝価格評価点＋技術評価点

□価格評価点の算出方法
価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／入札書比較価格（※））
（※）入札書比較価格･･･予定価格の消費税及び地方消費税抜きの金額
価格評価点の配分点は、『１８０点』とする。

□技術評価点の算出方法
技術評価点＝６０点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

価格評価点および技術評価点は、小数第３位以下を切り捨てし、小数第２位まで算出する。